

仕様書

1 委託業務名

京都基本構想案周知・浸透業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託金額の上限

金9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

4 本事業の背景

京都市では、京都市とわたしたち京都市民の今後四半世紀の在り方を展望する京都基本構想案（以下「構想」という。）の策定を進めており、今年中に策定予定である。

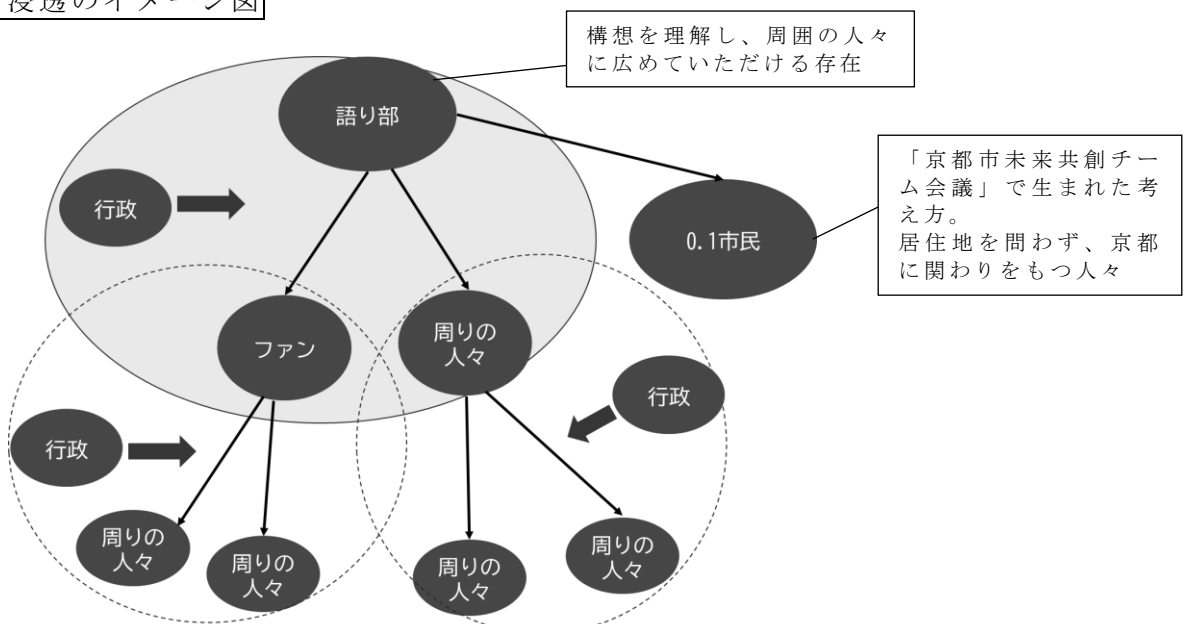
構想策定後、その内容が市民をはじめとする京都に関わるすべての方に広く伝わり、構想で示す「京都がめざすまちすがた」の実現にむけて、日々の暮らしの中で行動・実践いただくことが重要であると考えている。

そのためには、人々に構想に興味を持っていただけるきっかけづくりが必要である。

構想の策定段階に当たっては、若者世代が主体となり議論を行う「京都市未来共創チーム会議」を設置し、構想の周知に向けて具体的な方策を含めた議論を重ねてきた。

本事業では、「京都市未来共創チーム会議」での議論を踏まえ、「語り部」と呼ばれる、構想を理解し周囲の人々に広めていただける存在を増やし、語り部を通じた周知・浸透の仕組みづくりを行う。

周知・浸透のイメージ図



5 構想周知・浸透の全体像

本業務の理解を促進するため、周知・浸透に係る全体像を参考に提示する。

(1) 目標・取組の整理

大目標	・ 構想で示す「京都がめざすまちのすがた」の実現
目標	・ 構想の浸透 ・ 人々が日々の暮らしの中で行動・実践
取組	・ <u>X w i t h 基本構想</u> ・ まちなか広報物 ・ <u>特設サイトにおける取組</u> ・ 概要版の作成 ・ 多言語版の作成 ・ オープンカンファレンスの実施 ・ 解説版の作成 ・ 体験型イベント等の実施

※取組は、「京都市未来共創チーム会議」で議論されたもの

※本事業に関連する箇所は下線部分

(2) 各項の概要（京都市未来共創チーム会議において議論されたもの）

ア X w i t h 基本構想

構想を体現する人、場所、取組等をテーマにしたイベントやワークショップを実施し、実際に構想の話を聞くことや、世界観を体験することで構想に興味をもつきっかけとする。また、構想策定を記念するイベントを実施する。

イ まちなか広報物

構想に係るキーワードなどをステッカーにしたものを公共空間や語り部となってくれた人々の拠点等で掲示し、生活の中で興味をもってもらいきっかけとする。

ウ 特設サイトにおける取組

特設サイトを開設し、構想を掲載するだけでなく、理念や価値観、構想策定に至る背景や経緯も含めてPRするコンテンツ等を掲載、運用する。

エ 概要版の作成

短時間で構想の全体像を把握できる概要版を作成する。

オ 多言語版の作成

英語をはじめとする多言語版を作成する。

カ オープンカンファレンスの実施

京都哲学研究所主催の国際会議「第1回京都会議」と連携し、会議出席者等を対象に、構想の理念等を伝えるトークセッションを実施。

※本項目は令和7年9月24日（水）に実施済。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000344061.html>

キ 解説版の作成

構想に解釈を付け加えた解説版を作成する。

ク 体験型イベントの実施

取組内容未定

6 委託業務の内容

(1) X w i t h 基本構想

ア 京都基本構想策定記念イベントの実施

実施概要

- ・ 日程：3月27日（金）～29日（日）のいずれか1日で1～2時間とする。
- ・ 会場：京都産業会館ホール「北室」（※）
- ・ 出席者：
京都市総合計画審議会委員、京都市未来共創チーム会議委員など、構想策定に関わっていただいた方々を中心に招待するほか、市民の一般参加枠を設ける（250～400名規模）。
※ 会場は京都産業会館ホールを前提とし、受託者決定後、受託者において会場使用に係る申請を行うこと。

- ・ イベントの企画・運営を実施すること。
- ・ 全体スケジュールの作成及びそれに基づく進行管理、当日運営に係るマニュアル（詳細なタイムスケジュール、会場レイアウト（配席、動線、スタッフ・機材配置等））の作成を行うこと。ただし、進行シナリオのみ京都市において作成する。
- ・ 登壇者などの謝礼、会場費その他必要な経費の支払いをすること。また、謝礼、会場費として500,000円程度を確保すること。
- ・ 必要に応じて、音響や照明等の設備、備品、会場内の案内表示等を手配すること。費用については、受託者において負担すること。
- ・ 当日準備、運営、撤収に必要な人員を確保すること。
- ・ 登壇者は京都市と協議のうえ決定すること。
- ・ 当日の配布資料等（プログラム等）を作成・印刷すること。
- ・ 広報用のチラシデータ・バナー画像を作成すること。
- ・ 当日の様子は動画・写真撮影により記録し、動画については編集を行ったうえで、京都市に提出すること。

イ トークセッション・ワークショップの実施

- ・ 構想や京都の思想・価値観などをテーマにしたトークセッション又はワークショップを令和8年1月から3月までの期間に合計3回以上（1回あたりの時間は90～120分程度）企画・実施すること。
- ・ 各セッションについて、京都市未来共創チーム会議委員が1名以上登壇者（ゲスト）となるように企画すること。その他の登壇者（ゲスト）については受託者において検討・提案すること。また、登壇者（ゲスト）に謝礼を支払うこと。
- ・ 本取組全体を通じて、京都市未来共創チーム会議委員全員（9名）が最低1回は登壇者（ゲスト）となるように各回3セッションで構成するな

ど、企画・調整を行うこと。

- ・会場は受託者において提案し、京都市と協議のうえ決定すること。必要に応じて、音響や照明等の設備、備品、会場内装飾等を手配すること。費用については、受託者において負担すること。
- ・各回の定員は50名を目安とすること。
- ・広報用のチラシデータ・バナー画像を作成すること。
- ・実施に当たって、京都市未来共創チーム会議の委員と連携し企画・提案すること。
- ・当日準備、運営、撤収に必要な人員を確保すること。
- ・当日の様子は録画又は録音及び写真撮影により記録し、動画（音声）については編集を行ったうえで、京都市に提出すること。記録媒体（動画・音声）の選定については、企画内容を踏まえ、京都市と協議のうえ決定すること。

【参考】京都市未来共創チーム会議名簿（抜粋）

池 坊 専 宗	華道家・写真家
伊 住 禮 次 朗	茶道総合資料館副館長
大 井 葉 月	京都市職員（産業観光局）
大 竹 莉 瑚	市民公募委員
杉 田 真 理 子	一般社団法人 for Cities 共同代表/都市デザイナー
田 口 成 人	京都市職員（都市計画局）
都 地 耕 喜	EVER 株式会社 代表取締役
仲 田 匡 志	株式会社 SOU 代表取締役/U35-KYOTO プロジェクトマネージャー
三 川 夏 代	株式会社メルカリ 『mercari R4D』

(2) 特設サイトにおける取組について

ア 特設サイトの開設

- ・構想について本文を掲載・PRする特設サイトを開設すること。開設に当たっては、必要な情報を発信できるようなデザイン・設計を提案し、本市と十分に協議のうえ、実施すること。また、日本語ページと英語ページを制作すること。
- ・設計はパソコン、タブレット端末及びスマートフォン等、マルチデバイスの利用を考慮すること。
- ・デザインに当たっては、構想の趣旨・内容を十分に理解したうえで、適当と考えられるトンマナを設定し、提案すること。
- ・サイト構築に当たっては、UI／UXやサイト読込速度を意識すること。

- ・ サイト開設までに京都市の確認・修正反映が十分に行えるように、スケジュールは余裕をもって設定すること。
- ・ 本仕様書に記載のない項目については、「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」（別紙１）のとおりとする。

イ 特設サイトの保守・管理

- ・ 特設サイト全体の保守・管理（Webサーバーやドメインの管理、セキュリティ対策等）に当たっては、「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」（別紙１）を遵守し、円滑に実施すること。
- ・ 常に保守管理状況を把握するとともに、スパムサイトからのアクセス等、問題が発生した場合には、速やかに京都市に報告するとともに、必要な対応を実施すること。
- ・ サイトの保守・管理に当たって発生する経費については、受託者において負担すること。
- ・ 平日の午前８時４５分から午後５時３０分の間については、京都市から求めがあった場合、保守作業、状況説明等が実施できる体制を整えること。

ウ コンテンツ制作及び情報発信について

- ・ 京都基本構想の理解促進や浸透につながるコンテンツを制作すること。
- ・ コンテンツは画像、動画、取材記事、文書等、各種形式を幅広く検討のうえ、提案すること。
- ・ コンテンツの制作に当たっては、肖像権や著作権等について問題が発生しないよう必要な手続きを行うこと。
- ・ 制作したコンテンツは特設サイト上で運用を行うこと。
- ・ 上記によらず、別途SNSを開設し、SNS上でコンテンツを運用することを妨げないが、特設サイトとSNSの回遊性を考慮すること。
- ・ 制作したコンテンツは、京都市からデータの提出の求めがあれば、京都市が指定する形式（「pdf」、「png」、「mp4」等）で、３開庁日以内に提出すること。

７ 協議・報告

- (1) 本業務の遂行に当たっては、十分な打合せを行い、業務の進行状況の報告を行うこと（ただし、京都市が不要と判断した場合にはこの限りではない）。
- (2) 上記の打合せのみならず、業務の実施状況等に応じて、適宜打合せの機会を設け、円滑な事業遂行に向けて密な情報連携に努めること。
- (3) 本業務の遂行に当たり、京都市等との会議又は打合せが必要な場合、京都市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せ場所を確保すること。
- (4) 本委託業務終了後、「業務完了報告書」及び「実施報告書」を速やかに作成し、電子データで提出すること。本提出の内容等に基づき、契約の履行

を確認するものとする。

8 提案書作成に当たっての留意点

- (1) 事業の提案に当たっては、各業務を個々に実施するだけではなく、令和 8 年度以降の業務全体の連動性を意識した提案とすること。
- (2) 受託者は、より効果的な取組とするために、上記以外に本事業の目的の達成に資する提案や独自の企画などを検討・提案すること。

9 個人情報保護、守秘義務等

- (1) 個人情報保護法、京都市個人情報保護条例等の例規を遵守し、情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）やプライバシーマーク等の認証の取得など個人情報の厳格な管理のために、万全の体制を整備し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 業務遂行上、知り得た業務上の機密、個人情報等は、委託業務期間中及び終了後も他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (3) 個人情報漏えい等の事案が発生した場合には、直ちに京都市に報告すること。
- (4) 本仕様書に記載のない項目については、「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」（別紙 2）のとおりとする。

10 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (6) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (8) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (9) 本業務に付随する諸経費（会場費や運営に必要となる物品費、謝礼、資料

印刷費、受託者に関する役務費、交通・車両費等）については、すべて受託者の負担とする。